

# 教育委員会 3 月定例会会議録

日 時 平成 2 8 年 3 月 1 5 日 (火) 午後 3 時 0 0 分から午後 3 時 5 0 分まで

場 所 市役所 3 階 3 1 会議室

出席者

(教育委員)

委 員 長	村 山 昌 暢	委員長職務代行者	吉 川 真由美
委 員	湯 澤 晃	委 員	奈 良 知 彦
教 育 長	佐 藤 博 之		

(事務局)

教 育 次 長	関 谷 仁	指導担当次長	塩 崎 政 江
総 務 課 長	小 島 順 子	教育施設課長	大 舘 勉
文化財保護課長	小 島 純 一	学校教育課長	大 井 利 之
生涯学習課長	石 倉 米 一	青少年課長	山 口 和 良
総合教育プラザ館長	高 木 威	図 書 館 長	作 宮 朗
前橋高等学校事務長	中 澤 修 司		

委員長 これより前橋市教育委員会3月定例会を開会いたします。

委員長 直ちに本日の会議を開きます。

委員長 2月定例会の会議録については、既に配付済みであります。記載事項に異議等ありませんか。

( 異 議 な し )

委員長 異議のないものと認め、承認いたします。

委員長 日程第一。会期の決定ですが、本会議の会期は、本日一日といたします。

委員長 日程第二。会議録署名委員の指名ですが、本日の署名委員に湯澤委員と奈良委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

委員長 日程第三。教育長提出の諸報告について、報告を求めます。それでは、説明をお願いいたします。

#### 総括的報告

教育長 総括的報告を申し上げます。お手元にレジュメを配布させていただきましたのでご覧いただけたらと思います。4点にわたってお話いたします。

1点目ですが、教育福祉常任委員会が2月22日に行われました。お手元の資料に報告事項と書きましたが、教育委員さん方にも議論いただき、教育委員会2月定例会で決定した「前橋市教育振興基本計画（平成28年度教育行政方針）」について報告をさせていただきました。

2点目ですが、第1回定例市議会は来年度の予算に向けての議会ということで、代表質問、総括質問があり、さらに3月22日に教育福祉常任委員会があり、3月29日に議決をして来年度の予算が決定することになります。予算委員会でありますので、大変色々な質問が出てまいりました。資料の後ろに代表質問と総括質問の一覧があります。私達は議会で色々な質問をしていただくことが、教育委員会の施策や来年度の方向を語る上で一番良い機会だと考えていますので、たくさん質問いただいてありがたかったと思います。また、質問をいただくことで、もう一度来年に向けての施策を確認することもできました。本日配布させていただいた資料に教育委員会に係る主要答弁集というのを用意いたしましたので、後ほどご覧ください。

3点目は、市立前橋高等学校の卒業式が3月1日に行われました。回

を重ねるごとに生徒達の立派な姿勢が良く目立つ卒業式でありました。卒業生も在校生も式の間、姿勢を崩さずにきちんと耳を傾け、大きな声で校歌を歌ったりして、大変素晴らしい卒業式であったと思っています。関係の高等学校の先生方に心から感謝を申し上げたいと思います。また、委員さん方にもご出席いただきありがとうございました。

4点目は、市立中学校、特別支援学校の卒業式が3月11日に行われました。中学校は寒かったのですが、それぞれの中学校においていただき、告示を述べていただきありがとうございました。特にトラブルも無く、立派な卒業式ができて、中学生を送り出せたかなと考えています。

以上4点にわたって総括的報告を申し上げます。

委員 長

以上の報告について、質疑等ございますか。

村山 委員

代表質問と総括質問の一覧表を見ると網掛けの部分とそうでない部分がありますが、違いは何なのでしょう。

指導担当次長

教育委員会に関わる質問が網掛けとなっています。

教 育 長

ご覧のとおり網掛けが満遍なく掛かっております。多くの議員さん方が教育委員会に興味を持ち、ご質問をいただいたのでありがたいと思っています。

委 員 長

ほかに質問はございますか。なければ、以上で質疑を終わります。

委 員 長

日程第四。教育長提出の議案を上程いたします。

まず、議事に入ります前に、議事の公開の是非についてお諮りいたします。

教育長提出の議案第12号は、教職員の人事に関するものでありますので、議事を非公開とすることが適当であると思われま。したがって、議案第12号については、前橋市教育委員会会議規則第21条第1項の規定に基づき、議事を非公開とすることに、異議等ありませんか。

( 異 議 な し )

委 員 長

異議のないものと認めます。

よって、議案第12号については、議事を非公開とし、議事日程の最後に議題といたします。

それでは、議案第7号から議案第11号までを一括議題といたします。提案説明をお願いします。

### 議案第 7 号 前橋市教育委員会行政組織規則の改正について

総務課長

教育委員会議案第 7 号「前橋市教育委員会行政組織規則の改正について」ご説明させていただきます。議案書の 3 ページをご覧ください。

1 の改正の理由でございますが、平成 28 年 4 月 1 日付け教育委員会の組織改組に伴い、関係する規則について所要の改正を行おうとするものでございます。2 の主な内容でございますが、特別支援教育の体制を強化するため、総合教育プラザ教育相談係の名称を特別支援教育室に改めるとともに、市民に分かりやすくするため他の係の名称を改めるものでございます。改正の具体的な内容につきましては、4 ページの新旧対照表に記載のとおりでございます。3 の施行期日につきましては、平成 28 年 4 月 1 日とするものでございます。

### 議案第 8 号 前橋市情報公開条例の施行に関する前橋市教育委員会規則及び前橋市個人情報保護条例の施行に関する前橋市教育委員会規則の改正について

総務課長

続きまして、教育委員会議案第 8 号「前橋市情報公開条例の施行に関する前橋市教育委員会規則及び前橋市個人情報保護条例の施行に関する前橋市教育委員会規則の改正について」ご説明させていただきます。議案書の 7 ページをご覧ください。

1 の改正の理由でございますが、行政不服審査法の改正に伴い、関係する規則について所要の改正を行おうとするものです。2 の主な内容でございますが、異議申立てを審査請求に一元化すること等に伴う規定の整備を行うものです。改正の具体的な内容につきましては、8 ページの新旧対照表に記載のとおりです。3 の施行期日につきましては、行政不服審査法の施行日と同じ平成 28 年 4 月 1 日とするものでございます。

### 議案第 9 号 前橋市学校給食共同調理場の管理及び運営に関する規則等の改正について

総務課長

続きまして、教育委員会議案第 9 号「前橋市学校給食共同調理場の管理及び運営に関する規則等の改正について」ご説明させていただきます。議案書の 11 ページをご覧ください。

1 の改正の理由でございますが、桃井小学校及び中央小学校の統合に伴い、関係する規則について所要の改正を行おうとするものでございます。2 の主な内容についてでございますが、まず（1）の前橋市学校給食共同調理場の管理及び運営に関する規則でございますが、現在桃井小学校及び中央小学校は、南部共同調理場の対象校としておりますが、統合後も引き続き桃井小学校を南部共同調理場の対象校とするものでございます。次に（2）の前橋市教育委員会公印規則ですが、統合したことに伴い、市立小学校印及び市立小学校長印の個数を 48 から 47 とするものでございます。次に（3）の弱視者等のための特別支援学級等の設

置及び運営に関する規則でございますが、現在の中央小学校に設置される弱視者特別支援学級及び難聴者特別支援学級については、統合後の桃井小学校に引き続き設置するため規定を改めるものでございます。改正の具体的な内容につきましては、12ページの新旧対照表にそれぞれ記載のとおりでございます。3の施行期日につきましては、平成28年4月1日とするものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

#### **議案第10号 前橋市青少年支援センター規則の改正について**

青少年課長

教育委員会議案第10号「前前橋市青少年支援センター規則の改正について」ご説明させていただきます。議案書の15ページをご覧ください。

まず、1の改正の理由ですが、学校教育法の改正に伴い、関係する規則について所要の改正を行おうとするものです。次に2の主な内容ですが、新たな学校の種類として「義務教育学校」が設けられたことに伴い、「義務教育学校」に係る規定を整備するものです。改正の具体的な内容につきましては、16ページの新旧対照表に記載のとおりです。3の施行期日につきましては、平成28年4月1日とするものです。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

#### **議案第11号 前橋市指定文化財の指定について**

文化財保護課長

議案第11号「前橋市指定文化財の指定について」ご説明申し上げます。議案書の17ページから21ページと別に配布させていただきましたカラーの資料をご覧くださいと思います。

平成28年2月3日に開催された文化財調査委員会議において、「前橋藩酒井家前橋城絵図 附 上野国絵図ほか関係資料」を市指定重要文化財として指定することについて諮問したところ、これを指定することが適当であるとの答申がありましたので、議案として提出させていただきました。

まず、指定重要文化財候補「前橋藩酒井家前橋城絵図 附 上野国絵図ほか関係資料」につきましては、今年度、前橋市粕川歴史民俗資料館特別展において一部展示されたものであります。この絵図の所有者は前橋市であり、管理者は前橋市立図書館であります。附資料の「上野国絵図」については、寛文検地を基に作られたもので、本件に残存する国絵図では最古のものの一つと考えられています。概要につきましては、後ほどご覧いただきたいと思っております。指定年月日につきましては、本委員会で議決をいただいた日といたします。なお、これによりまして市指定重要文化財は141件となり、市指定文化財の総数は244件となります。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

委員 長 ただいま提案説明のありました議案について質疑等ございますでしょうか。

村山委員 校長印が48個から47個になるということですが、統合後も校名は桃井小ですが、統合して新しい桃井小になりますので、校長印は新調するのでしょうか。それとも現在の桃井小の校長印を使うのでしょうか。

総務課長 学校名は桃井小ということで変更ございませんので、現在の桃井小で使用されている校長印を使うことになります。

教育 長 新しい桃井小ではあるのですが、引き続き使わせていただくということです。

村山委員 分かりました。校名は変わらないけれども、このような場合、どうするのだろうと思い質問させていただきました。

教育 長 文化財の絵図についてですが、図書館に置いてありますよね。

文化財保護課長 はい。

教育 長 保存状態はどうでしょうか。

文化財保護課長 保存状態はあまり良いとは言えません。今回、前橋市指定文化財として指定することによって、改善したいという考えがあります。

教育 長 私達も保存に関しては問題にしています。湿度と温度は一定に保っていますか。

図書館長 消火設備を備えた貴重資料室で保管はしておりますが、空調設備がそれほど良いものではありませんので、完璧に管理ができていないかと不安な点があります。

教育 長 貴重なものがたくさんありますので、図書館から総合教育プラザの地下収蔵庫へ移すということも考えています。  
ところで、この絵図をご覧くださいと分かりますように、前橋城が利根川に段々削られているというものになっています。

文化財保護課長 お手元の議案書資料21ページのNo. 11の絵図です。これまでは、龍海院の所有で県の文書館が保存している絵図が一番古いとされていま

したが、No. 11は酒井家四代忠清のものと分かり、それよりも確実に古い絵図であるということが分かりました。

ここに付箋が貼ってあります。当時は付箋を貼って修正をしたりするのですが、よく見ると8月14日と書かれています。酉の14日という寛文9年より明らかに前ということになります。

利根川の普請の状況やそ普請するため幕府に願い出て、幕府から許可証が出ています。資料でいうとNo. 10ですが、上野の国絵図というのが元禄期1670年代の上野の国絵図は県の指定を受けているものが文書館にあります。一部分なのですが元禄より前の寛文4年に幕府から上野の国絵図を作るように命じられて、作って収めたということが残っていますが、残念なことに沼田から上が欠けています。また、面白いのが、北上に張り出している部分、今は埼玉県になるのですが、以前の状況を示していることが分かります。今後更に調べてまいります。

奈良委員 大事にしたいですね。

文化財保護課長 非常に貴重な資料だと思います。

村山委員 保存環境として、市立図書館より総合教育プラザの方が適当だというお話がありました。資料の管轄は図書館ですが、資料にとって一番幸せな方法を考えていただきたいと思います。

教育次長 図書館も今建替えの話題があって、かなり老朽化しているという課題があります。内部で調整をしながらせつかくの文化財が後世に伝わっていくようにしたいと思います。

教育長 新しい図書館を新築しようという話になっていますが、例えば図書館に古い文書だとかそういうものを保存しておく部分を作っていくか、プラザに移行するかということを含めて、新しい図書館が持つ機能を後でまとめたいと思いますので、委員さん方にも検討をいただきたいと思います。

委員長 ほかにございますでしょうか。なければ、以上で質疑を終了します。

委員長 これより採決いたします。  
議案第7号から議案第11号までについて、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

( 異 議 な し )

委 員 長	<p>異議のないものと認めます。</p> <p>よって、議案第7号から議案第11号までを原案どおり可決いたします。</p>
委 員 長	<p>日程第五。教育委員会委員長の選挙を行います。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
総 務 課 長	<p>委員長の選挙について、ご説明させていただきます。</p> <p>村山委員さんの委員長としての任期が、3月末日をもって満了となります。このため、4月1日以降の委員長の選挙を行っていただくものでございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第12条第1項は、教育委員会は、委員のうちから委員長を選挙しなければならないと規定しております。任期につきましては、同条第2項で「委員長の任期は、一年とする。ただし、再選されることができる」と規定しております。なお、選挙の方法につきましては、前橋市教育委員会会議規則第2条で、委員長の選挙は、会議においてその方法を定めるものとする規定してございますので、よろしくをお願いいたします。</p>
委 員 長	<p>選挙の方法についてお諮りいたします。</p> <p>選挙の方法は、指名推選の方法を用いたと思いますが、異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異 議 な し )</p>
委 員 長	<p>異議ないものと認め、委員長の選挙は指名推選の方法を用いることといたします。</p> <p>では、指名者についてお諮りいたします。発言をお願いします。</p>
湯 澤 委 員	<p>私は、吉川委員に指名を一任したいと思います。</p>
委 員 長	<p>ただいま湯澤委員から、吉川委員に指名を一任するとの発言がありましたが、このとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異 議 な し )</p>
委 員 長	<p>異議ないものと認め、指名者を吉川委員とすることに決定いたします。</p> <p>よって、吉川委員の指名を求めます。</p>
吉 川 委 員	<p>委員長に 村山委員 を推選いたします。</p>



- 委員長 ただいま 村山委員 という推選がありました。  
この指名に異議ありませんか。
- ( 異 議 な し )
- 委員長 異議ないものと認めます。  
よって、私、村山が委員長に選任されました。  
委員長になります村山でございます。未熟ではございますが、他の委員さん、教育長、事務局の皆さんのお力を借りて務めてまいりたいと思います。引き続き、よろしく願いいたします。
- 委員長 日程第六。教育委員会委員長職務代行者の指定を行います。  
事務局の説明をお願いいたします。
- 総務課長 委員長職務代行者の指定について、説明させていただきます。  
委員長職務代行者の指定は、法第12条第4項の規定に基づき、行っただけのものでございます。同条第4項では、「委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行う。」と規定しております。なお、指定の方法につきましては、前橋市教育委員会会議規則第3条で、「法第12条第4項に定める委員の指定は、前条の規定を準用する。」とし、委員長の選挙に準じて行う旨、規定してございますので、よろしく願いいたします。
- 委員長 指定の方法についてお諮りいたします。  
指定の方法は、委員長選挙に準じて、指名推選の方法を用いたと思いますが、異議ありませんか。
- ( 異 議 な し )
- 委員長 異議ないものと認め、委員長職務代行者の指定は、指名推選の方法を用いることといたします。  
それでは指名者についてお諮りいたします。発言をお願いします。
- 奈良委員 はい。湯澤委員に指名を一任したいと思います。
- 委員長 ただいま奈良委員から、湯澤委員に指名を一任するとの発言がありましたが、このとおり決定することに異議ありませんか。
- ( 異 議 な し )

委員 長 異議ないものと認め、指名者を湯澤委員とすることに決定いたします。  
よって、湯澤委員の指名を求めます。

湯 沢 委 員 委員長職務代行者に 吉川委員 を推選いたします。

委 員 長 ただいま、 吉川委員 という推選がありました。  
この指名に異議ありませんか。

( 異 議 な し )

委 員 長 異議ないものと認め、吉川委員が教育委員会委員長職務代行者に指定  
されました。では、一言ご挨拶をお願いいたします。

吉 川 委 員 ご指名いただきました吉川です。他の委員の皆さん、事務局の皆さん  
にサポートいただきながら務めてまいりたいと思います。よろしくお願  
いいたします。

委 員 長 日程第七。座席の指定を行います。事務局の説明をお願いいたします。

総 務 課 長 座席の指定につきましては、1番は委員長、2番は委員長職務代行者、  
そして5番は教育長となっております。3番と4番については、委員さ  
ん方の協議により決めていただきたいと思います。なお、慣例によりま  
すと、3番と4番につきましては、在任期間の長い順、在任期間が同じ  
場合には、年齢順となっております。以上でございます。

委 員 長 ただいまの事務局の説明によれば、1番 委員長、2番 委員長職務  
代行者、3番 湯澤委員、4番 奈良委員、5番 教育長となりますが、  
そのような形でよろしいでしょうか。

( 異 議 な し )

委 員 長 それでは、1番 委員長、2番 委員長職務代行者、3番 湯澤委員、  
4番 奈良委員、5番 教育長 以上のとおり指定いたします。

委 員 長 日程第八。その他について報告事項がございます。説明をお願いいた  
します。

#### その他1 行事について

総 務 課 長 行事についてご説明させていただきます。議案書の22・23ページ  
をご覧ください。4月19日 火曜日は教育委員会4月の定例会、11階

南会議室となっておりますので、よろしくお願いいたします。（ほか、資料の主だった予定を紹介）

5月の行事予定です。5月17日 火曜日でございますが、教育委員会5月の定例会を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。（ほか、資料の主だった予定を紹介）

行事につきましては以上でございます。

## その他2 平成27年度第2回前橋市文化財調査委員会議の開催結果について

文化財保護課長

その他2「平成27年度第2回前橋市文化財調査委員会議の開催結果」をご報告申し上げます。資料の24ページをご覧ください。

会議名、日時、場所、出席者及び議題については、記載のとおりです。

次に結果概要ですが、諮問では市指定重要文化財候補「前橋藩酒井家前橋城絵図 附 上野国絵図ほか関係資料」について諮問を行いました。また、審議では市指定重要文化財候補「前橋藩酒井家前橋城絵図 附 上野国絵図ほか関係資料」について審議を行い、全会一致で指定が妥当であるとの方向が出されました。議事で、平成27年度の文化財調査の結果報告や県及び市指定重要文化財「臨江閣」整備事業の概要や現状変更について説明がなされ、委員より了承を得ました。会議の結果につきましては、記載のとおりです。

続いて、会議の主な意見等についてですが、諮問物件が指定となることについて、問題はないが、附に含まれる上野国絵図は、今後の様子によって、指定物件と同等の価値が出てくる可能性もあるので今後も調査を進めて欲しいとの意見をいただきました。今年度の文化財調査の結果報告では、天然記念物「沼の窪のザゼンソウ」が獣害にあっており、何らかの対策を考えて欲しいとの意見が出されました。以上でございます。

## その他3 平成27年度第2回国指定天然記念物「岩神の飛石」環境整備委員会議の開催結果について

文化財保護課長

その他3「平成27年度第2回国指定天然記念物「岩神の飛石」環境整備委員会議の開催結果について」をご報告申し上げます。本日配布した資料をご覧ください。

会議名、日時、場所、出席者及び議題については、記載のとおりです。

次に結果概要ですが、議事では、今年度実施事業の報告、国指定天然記念物岩神の飛石環境整備事業報告書の提出、来年度事業の見通しの説明を行いました。今年度事業の報告では、平成25年度から平成27年度まで実施されてきた「飛石の岩石成分分析調査」の結果も報告されました。岩神の飛石が、昭和13年12月14日に指定されてから現在まで、「赤城由來說」が指定理由として示されていましたが、一連の岩石分析調査の結果、「浅間由来である」ことが示されました。これにより

岩神の飛石の指定理由及び修正は行われませんが、今後、文化財データベースの説明に内容が反映されるように文化庁と協議する予定です。国指定天然記念物岩神の飛石環境整備事業報告書の提出では、平成25年度から平成27年度までの3か年間の事業の総括として、「国指定天然記念物岩神の飛石環境整備事業報告書」が委員会に提出され、かつ、確認・承認がされました。会議の結果につきましては、記載のとおりです。

続いて、会議の主な意見等についてですが、飛石の岩石調査によって、当初は「来歴不明と言う状態だったが、調査により給源と考えられる方面が明らかになった。これにより、どのような保存策をとり、どのような体制と方法で活用を図っていくかの議論を行う段階にまできている。今後を期待するところであるとの意見をいただきました。

岩石分析調査の結果については、プレスリリースを行い、その後、調査を実施した県立自然史博物館と調査のため採取した岩石の展示を行うなど、連携しながら一般への周知を進めて欲しいとの意見をいただきました。なお、本日17時より記者発表を行う予定であります。以上でございます。

#### その他4 平成28年度中学生海外研修事業について

青少年課長

その他4「平成28年度中学生海外研修事業について」ご説明いたします。資料26ページをご覧ください。

まず、3の「実施期間」でございますが、平成28年度は8月5日から19日までの15日間、オーストラリアのシドニーで研修を行います。今年度はデビッドソン高校での研修スペースの縮小から、デビッドソン高校を含む現地校2校で20人ずつに分かれて実施いたします。

次に6・7の「募集方法・募集人数」をご覧ください。研修生は2年生・3年生を対象に全員公募とし、40人を研修生として決定します。選考については、まず各学校の応募者の中から1人ずつ、合計23人を選出し、その後、残った応募者の中から17人を選考します。ただし、この17人については、各学校の上限を2人とします。

続いて、今回も12「参加申込」にあるように、アレルギー体質等、特別な配慮を必要とする応募者への対応を明確にするため、応募者全員に健康状態確認書を提出していただきます。

なお、13「選考方法」にありますように、選考会は2回行い、作文や英語テストだけでなく、スピーチや面接、さらには英語での面接を行うなど、様々な視点から研修生としての適性を審査していく予定です。

事業全体の研修予定は、資料27ページのとおりでございます。出発前に4回の事前研修、また、事後研修として、まえばし学校フェスタの中で「体験発表会」を計画しております。事前研修では今年度新たに取り入れた共愛学園前橋国際大学とのCOC事業やNIPPON ACADEMYとの連携も継続して参ります。

また、現地での本研修の予定につきましては、資料29ページにございますが、詳細については、今後、現地の教育訓練省及び現地の2校と検討して参ります。

なお、研修生の募集につきましては、資料30ページございます

チラシを中学1・2年生の教室に掲示していただき、多くの中学生に応募してもらえるように広く周知に努めて参ります。

最後に、28年度につきましても、国際教育推進委員会の皆様のご意見を伺いながら、異文化における貴重な生活体験を通して、国際感覚を身に付けた中学生の育成が図れるよう、実施内容を十分に検討し事業を進めていきたいと考えています。

### その他5 平成28年度市立前橋高校入試結果について

市立前橋高校事務長

その他5「平成28年度 前橋市立前橋高等学校 入学者選抜実施結果について」ご報告いたします。本日配布させていただきました資料をご覧ください。本校では、平成23年度入学者選抜から、通学区域を群馬県全域として実施しております。それでは資料をご覧ください。

網掛けの部分が平成28年度の実施結果です。2の前期選抜試験の結果ですが、前期選抜では、募集人員120人に対し、志願者数は市内・市外を合わせて男子115人、女子162人の合計277人でした。志願倍率は2.31倍でした。前年度と比較し、41人増の結果でした。

次に、右側の前期選抜の合格者数ですが、募集定数と同じ120人で前期合格者の男女の内訳は、男子38人、女子82人でした。男女比率は男子が31.7%、女子が68.3%でした。また、A選抜とB選抜の男女別の合格者数については、表に記載のとおりです。

まず、次に、3の後期選抜試験の結果ですが、120人の募集に対しまして、志願者数は、男子87人、女子88人の合計175人で志願倍率は1.46倍で、前年度に比較して31人の増員です。

次に合格者ですが、本日10時より合格発表が行われており、合格者の合計は、前期、後期併せて 男子95人、女子145人の計240人でした。男女比率は、男子が39.6%、女子が60.4%となっております。なお、入学式は、4月8日の午後1時からです。教育委員の皆様には、ご案内させていただいておりますが、よろしく願いいたします。先ほど教育長から卒業式の話がありましたが、教育委員の皆様にはご出席をいただきありがとうございました。本日発行の広報まえばし3月15日号に本校の卒業式の様子が掲載されておりますので後ほどご覧いただければと思います。以上です。

委員長

総務課からの行事予定で、次回の定例会についてですが、4月19日火曜日 午後3時ということですのでよろしいでしょうか。

( 異 議 な し )

委 員 長 　　では、4月定例会については4月19日 火曜日 午後3時からと決定  
します。

　　また、5月定例会については5月17日 火曜日 午後3時を予定とす  
ることで、よろしいでしょうか。

( 異 議 な し )

委 員 長 　　では、5月定例会については5月17日 火曜日 午後3時からとい  
うことで、お願いいたします。

　　ほかに、ただ今の報告について質疑等ございますでしょうか。

村 山 委 員 　　岩神の飛石が赤城山ではなく浅間山というのは本当に驚きですが、浅  
間からの方が遠いでしょうか。

文化財保護課長 　　前橋の台地というのが浅間の泥流でできています。

　　2万4千年くらい前に起きた浅間山の大きな崩落、山体崩落によって  
浅間から出てきた泥流の厚い層の上に乗っかっています。岩神の飛石も  
実はその上に乗っかっています。今までの解釈は、20万年くらい前に  
赤城山の山体崩落によってできた流れ山というのが特に赤城山南麓ある  
のですが、その泥流に巻き込まれた石が岩神まで来て、周りが浸食され  
て今の状態になったという解釈でした。平成20年くらいから群馬大学  
にいらっしゃる早川先生という方があの石自体は浅間のものだとお話に  
なって今回文化庁の許可を得て、文化庁の補助金をいただいて、実際に  
石そのものの分析を行った結果、浅間山由来だということが明らかにな  
りました。今まで御神体であり、国の天然記念物ということで石自体を  
欠くことができなかつたのですが、今回文化庁が一緒になって調査をし  
たことで改めて浅間由来だということが確認されました。

村 山 委 員 　　画期的と言いますか、面白い結果ですね。

教 育 長 　　そもそも飛石というから飛んできたんじゃないかとか思いますけど、  
泥流に流されて来たということなんですよ。

文化財保護課長 　　はい。今出ているのが10メートルくらいですが、まだ下に10メー  
トルくらい埋まっているそうです。

　　中之条町に「とうけえ石」という中之条町指定の物件があるのですが、  
それらの石ともそれらの石とも同質であります。それから、佐久市にあ  
ります「赤岩弁天」という石そのものが弁天様の御神体になっている物

件がありますが、これらの石とも同質であると岩石学的に確認されています。そういうことを含めて浅間由来だと明らかになりました。

村山委員 本当に興味深い話でした。

教育長 ボーリングした資料であるとか、石をこんなに薄く切片を作って鉱物顕微鏡で見て光の具合で調べたりという資料はどこかで公開する予定はありますか。

文化財保護課長 分析を担当された方が自然史博物館の学芸員の方ですので自然史博物館でも公開したいという考えがありますし、地元ですから粕川の資料館などの施設で公開したいと思っています。春の企画展を考えていますのでうまく公開できればと思います。

教育長 展示する場所が欲しいですね。

委員長 ほかに質疑等ございますか。なければ、以上で質疑を終わります。

**【非公開議事】**

委員長 次に、先ほど非公開と決定されました議案について、議事を行います。

**【非公開議案】**

学校教育課長 **議案12号 市費負担教職員（管理職）の人事について**

委員長 以上をもちまして教育委員会3月定例会を閉会いたします。

(午後3時50分)